令和５年度　鉾田市　市税等の納期一覧表

税目・料目ごとに納付額を記入し、納期限までに納付をお願いします。

	月	税目・料目	期別	納付額（円）		納期限
				税目・料目別	合計	
令和5年	4月	介護保険料	1期	,	,	5/1(月)
	5月	軽自動車税	全期	,		5/31(水)
		固定資産税	1期	,	,	
	6月	市・県民税	1期	,		6/30(金)
		介護保険料	2期	,	,	
	7月	固定資産税	2期	,		7/31(月)
		国民健康保険税	1期	,		
		後期高齢者医療保険料	1期	,	,	
	8月	市・県民税	2期	,		8/31(木)
		国民健康保険税	2期	,		
		介護保険料	3期	,		
		後期高齢者医療保険料	2期	,	,	
	9月	国民健康保険税	3期	,		10/2(月)
		後期高齢者医療保険料	3期	,	,	
	10月	市・県民税	3期	,		10/31(火)
		国民健康保険税	4期	,		
		介護保険料	4期	,		
		後期高齢者医療保険料	4期	,	,	
	11月	国民健康保険税	5期	,		11/30(木)
		後期高齢者医療保険料	5期	,	,	
	12月	固定資産税	3期	,		12/25(月)
		国民健康保険税	6期	,		
		介護保険料	5期	,		
		後期高齢者医療保険料	6期	,	,	
令和6年	1月	市・県民税	4期	,		1/31(水)
		国民健康保険税	7期	,		
		後期高齢者医療保険料	7期	,	,	
	2月	固定資産税	4期	,		2/29(木)
		国民健康保険税	8期	,		
		介護保険料	6期	,		
		後期高齢者医療保険料	8期	,	,	
	3月	国民健康保険税	9期	,	,	4/1(月)

※納期限　月末が休日の場合は、納期限はその翌日となります。（12月のみ納期限が月末ではなく25日）
※上記は普通徴収の納期です。

問
〒311-1592
鉾田市鉾田1444番地1
鉾田市役所

課税等

固定資産税・・・・・・・・・税　務　課　☎３６－７４５４
市・県民税・・・・・・・・・税　務　課　☎３６－７４４６
軽自動車税・・・・・・・・・税　務　課　☎３６－７４４６
国民健康保険税・・・・・・保険年金課　☎３６－７６４２
後期高齢者医療保険料・・・保険年金課　☎３６－７６４２
介護保険料・・・・・・・・・介護保険課　☎３６－７７６１

納付方法

収　納　課　☎３６－７４９４

納税は安全・便利な口座振替で！

問 市役所　収納課　☎３６－７４９１

取扱税目	○市県民税（普通徴収）○固定資産税　○軽自動車税　○国民健康保険税（普通徴収） ○介護保険料（普通徴収）　○後期高齢者医療保険料（普通徴収）
取扱金融機関	○常陽銀行　○筑波銀行　○東日本銀行　○水戸信用金庫　○茨城県信用組合 ○ほこた農業協同組合　○茨城旭村農業協同組合　○ゆうちょ銀行　の各本店・支店
申込手続	振替を希望する預金口座の金融機関へ**預金通帳**及び**その届出印**を持参し、専用の申込用紙でお申込みください。**申込用紙は、市内金融機関に備え付けてあります**。市外の金融機関でお手続きいただく場合は、事前に市役所収納課まで申込用紙をご請求ください。
口座引落しが出来なかったとき	「納付書」を市からお送りしますので、その納付書で納めて下さい。

市税・保険料のクレジット決済、アプリ決済がご利用いただけます

詳細は鉾田市ホームページをご覧ください。

問 市役所　収納課　☎３６－７４９１

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料にかかる特別徴収

問 市役所　保険年金課　☎３６－７６４２

現在、公的年金からの天引き（特別徴収）で国民健康保険税や後期高齢者医療保険料をお支払いただいている方につきましては、原則、令和５年度も引続き特別徴収で納付いただくことになります。令和５年４月、６月、８月に納付いただく金額は、令和５年２月に特別徴収で納付いただいた税（料）の金額と同額となります。

また、特別徴収による納付方法を変更したい場合には、申請により口座振替による納付にすることができますので、ご希望の方はお問合せください。

なお、一定の要件により、特別徴収が中止になり、普通徴収（納付書または口座振替）で納付していただくこともあります。

２０歳になったら、国民年金！

問 市役所　保険年金課　☎３６－７６４６

２０歳以上６０歳未満の学生・農林水産業者・自営業者・無職の方等（国民年金第１号保険者）は、国民年金に加入することが義務付けられています。

２０歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書により、国民年金に加入したことをお知らせします。

また、退職等により第１号被保険者となる方は、市役所保険年金課または各市民センターで手続きをしてください。公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

若い時に公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

保険料は月額１６，５２０円

国民年金の第１号被保険者の令和５年度の保険料額は、月額１６，５２０円です。

保険料が猶予・免除される制度を利用しましょう

学生やフリーターで、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができないときは、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる場合があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、老後に年金を受けられなくなったり、年金額が低くなったりすることがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないといった事態を招きます。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

※申請手続きなど詳しくは、市役所保険年金課までお問合せください。